

地方独立行政法人大阪市民病院機構 自己評価の考え方について

地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「法人」という。)が、各年度の業務実績報告書の策定に係る自己評価については、以下に示す基準を目安に行うこととする。

○法人の自己評価の基準

下記の基準を目安として評価を行うものとする。

評価	評価の基準
V評価	特段の成果が認められる場合
IV評価	定量的目標数値の達成度(前年度比)が相当程度上回る場合
Ⅲ評価(基準)	定量的目標数値の達成度(前年度比)が90%以上で、年度計画を順調に実施している場合
Ⅱ評価	定量的目標数値の達成度(前年度比)が80%以上90%未満で、年度計画を十分に実施できていない場合
I評価	定量的目標数値の達成度(前年度比)が80%未満で、年度計画を大幅に下回っている場合

一つの評価項目に複数の指標が設定されている場合は、下記の基準を目安として評価を行うものとする。

評価	評価の基準
V評価	V評価があるなど、特段の成果が認められる場合
IV評価	IV評価の指標が半数以上で、かつⅡ評価の指標がない場合 IV評価の指標が2/3以上で、かつⅡ評価の指標が1割以内
Ⅲ評価(基準)	IV評価以上又はⅡ評価以下の場合以外で、年度計画を順調に実施している場合
Ⅱ評価	Ⅱ評価の指標が2/3以上の場合(やむを得ない事情がある場合を除く)
I評価	I評価が複数項目あるなど、目標及び前年度実績を大きく下回った場合(やむを得ない事情がある場合を除く)

○最終的な法人の自己評価については、上記の数値指標での評価と、定性的な取組実績等(特筆すべき実績や、やむを得ない事情など)を総合的に勘案し、決定するものとする。